

中央環境審議会が化審法第一種特定化学物質に 2 物質指定（第一次答申）

令和元年 7 月 4 日に、環境大臣が中央環境審議会に対して、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、「ストックホルム条約」という。）の付属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法という。」）に基づく追加措置について（諮問）」を諮問しました。これを受け、同年 7 月 24 日に開催された第 196 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において、ストックホルム条約第 9 回締約国会議の付属書改正により、条約の対象に追加された 2 物質群（ジコホル・ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質）についての化審法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質への指定に係る審議が行われました。その結果、当該 2 物質群を第一種特定化学物質に指定することが妥当であるとの結論が出されました。

この審議結果を踏まえ、環境大臣宛てに第一次答申がなされました。

なお、当該 2 物質群について、経済産業省の審査部会、厚生労働省の調査会で審議され、本答申と同様に化審法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が出されています。

今後の予定

- ①当該 2 物質群の海外における使用事情を考慮して、輸入を禁止する製品を指定すること
- ②代替困難な用途がある場合においては、当該用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限すること
- ③技術上の指針の遵守義務及び表示義務の対象となる製品を指定すること

以上、3 点について引き続き中央環境審議会において、検討を進めることになります。

当社では、PFOS や PFOA の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 [2019 年 8 月 19 日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 田沼祐樹

「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正案」（器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定）に係る意見募集について

厚生労働省は、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会の審議を踏まえ、食品、添加物の規格基準（以下、規格基準告示）を改正し、平成 30 年 6 月 13 日に公布された、「食品衛生法等の一部を改正する法律」第 18 条第 3 項において、政令で定める材質（合成樹脂を想定）の原材料であって、これに含まれる物質に関する規格を設定し、その他所要の改正を行うための意見募集を、令和元年 8 月 9 日から同年 9 月 7 日まで行いました。

改正の概要

規格基準告示の「第 3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」について、68 種類の合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質についての規格（基ポリマー及び添加剤等）を定めるための改正。

適用期日等

令和元年 12 月（告示予定）、令和 2 年 6 月（適用予定）

当社は、器具容器包装及びおもちゃに関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2019 年 8 月 9 日付 厚生労働省

研究開発箇所 加藤吉紀

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)

[2. 平成 30 年度アスベスト大気濃度調査結果について](#)



アスベストの事前調査承ります！

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成 30 年基安化発第 0420 第 1 号（厚生労働省通達）に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記 URL をご参照ください。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>

お問合せはこちら

